

家畜遺伝資源法による知的財産としての価値の保護対象となるために必要な 契約以外の方法により制限を明示する方法

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（家畜遺伝資源法）では、和牛の家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を譲渡する際、契約により、その使用する者の範囲や目的等の制限の内容を明らかにしている場合、特定家畜人工授精用精液等を知的財産としての価値の保護するための救済措置（差止請求、損害賠償請求等）を取ることが可能となります。

また、契約の締結によらず窃取などにより不正取得された場合、不正取得者やこの不正取得者から転得した者等による不正行為を同法の規制対象とするため、契約以外の方法で制限を明示する方法を以下のとおり定めています（「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律施行規則（令和2年農林水産省令第65号）」）。

1. インターネット等での公表による明示

業として行う特定家畜人工授精用精液等の譲渡又は引渡しに係る契約の内容とすることを目的として準備した条項（定型約款を含む）であって、特定家畜人工授精用精液等を使用する者の範囲や目的の制限に関する規定を、インターネット（ホームページへの掲載）やその他の適切な方法により公表することにより明示します。

2. 家畜人工授精用精液証明書等への記載による明示

家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書に、使用する者の範囲や目的の制限に関する記載を行うことにより明示します。

（イメージ）

第 号 (番号又は記号)			
家畜人工授精用精液証明書			
種畜証明書番号	123456789	種畜の等級	△級
名前	〇〇〇 (P黒×××)		
家畜登録機関名及び登録番号	全国和牛登録協会 黒原××××		
種類及び品種	肉用牛 黒毛和種		
精液採取年月日	2.10.1		
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所	〇県△市◇町×× 〇〇〇〇	印	
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び住所、氏名	第×××××号 〇県△市◇町×× 〇〇〇〇	印	

本証明書が添付されている家畜人工授精用精液は、日本国外への持出し及び〇〇以外の目的での譲渡・利用は禁止する。

3. 容器（ストロー等）への制限の表示による明示

特定家畜人工授精用精液等を収めた容器（ストロー等）に、使用する者の範囲や目的の制限があることを明示するため、需要者の間に広く認識されている文字、図形若しくは記号又はこれら結合を表示することにより明示します。「国外への持出しの制限」を表示する略称として「(R)」があります。

雄畜の名前	採取年月日	
家畜人工授精用精液	ノウリントロウ	2020. 10. 01 (R)
家畜人工授精所管理番号	受精卵証明書番号	
家畜受精卵	123456	2345-6789 (R)

使用制限の表示

※ 「(R)」: Restricted＝制限付き